

令和8年度

愛媛県水防協議会

令和8年5月14日



1 水防計画(案)の主な改訂点

- ①重要水防箇所（第3章）
 - ・重要水防箇所の変更
- ②予報及び警報（第4章第2節）
 - ・洪水予報河川の指定
- ③予報及び警報（第4章第4節）
 - ・レベル5 氾濫発生情報の運用追加
 - ・洪水浸水想定区域図の整備
- ④避難情報の拡充（第5章）
 - ・河川監視カメラの拡充
 - ・水防警報等発表システムの導入

2 水防等に関連する取組み

- ①協力及び応援（第7章第5節）
 - ・切迫した危険度の周知（河川）
 - ・流域治水のさらなる推進
- ②その他
 - ・防災教育の推進

水防計画（案）の主な改訂概要



①重要水防箇所 [第3章]

重要水防箇所の変更

- 箇所数 330箇所（1箇所）
- 延長 166,344m（△1571m）

③予報及び警報 [第4章 第4節]

・レベル5氾濫発生情報の運用追加

- 水位周知河川 2 1河川で実施

・洪水浸水想定区域図の整備

- 河川数 925河川

②予報及び警報 [第4章第2節]

- 洪水予報河川の指定 2河川追加

④避難情報の拡充 [第5章]

河川監視カメラの拡充

- 河川監視カメラ 7基追加

水防警報等発表システムの導入

① 重要水防箇所

重要水防箇所とは

重要水防箇所

- 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所
- 水防活動によって相当の効果が予想され、次の条件の一を満たす箇所
 - (1) 人家が100戸以上ある場合
 - (2) 耕地が20ha以上ある場合
 - (3) 人家50戸以上かつ耕地が10ha以上ある場合
 - (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合



特に危険な箇所

- 護岸、堤防などの施設が老朽化し、警戒水位までに決壊が予想される箇所
- 護岸堤防などが破損している箇所



① 重要水防箇所

重要水防箇所の増減

重要水防箇所

※ () 書きは7年度からの増減

330箇所 (1箇所)

166,344m (△1571m)

特に危険な箇所

42箇所 (△1箇所)

11,339m (△524m)

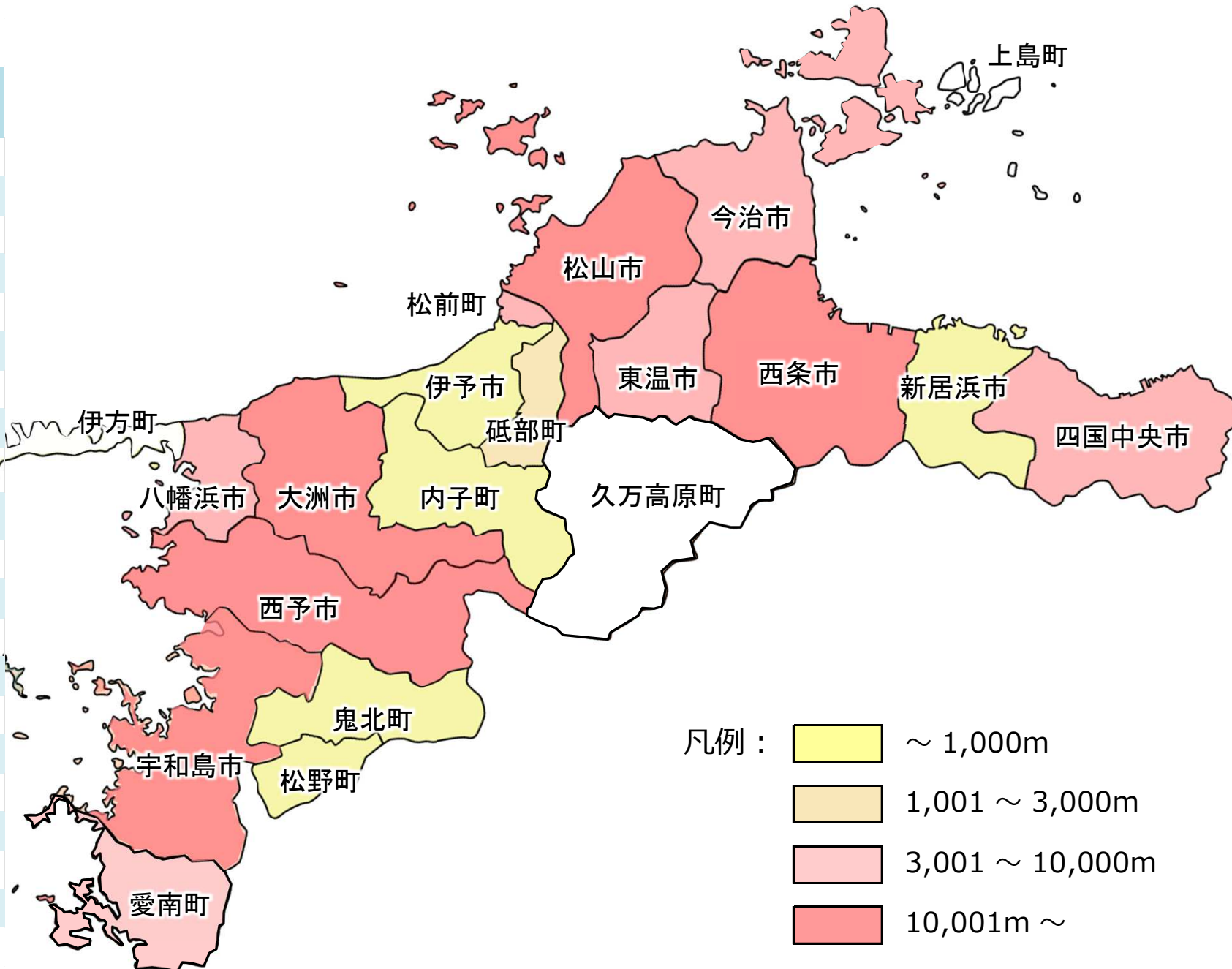
区分	施設区分	重要水防箇所		特に危険な箇所	
		箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
国土交通省	河川	156	54,687	29	9,344
	海岸	0	0	0	0
	計	156	54,687	29	9,344
愛媛県	河川	161	103,427	13	1,995
	海岸	13	8,230	0	0
	計	174	111,657	13	1,995
総計	河川	317	158,114	42	11,339
	海岸	13	8,230	0	0
	計	330	166,344	42	11,339

① 重要水防箇所

重要水防箇所の分布

R8.4現在

市町名	箇所数 (箇所)	延長 (m)
四国中央市	15	3,130
新居浜市	6	629
西条市	36	31,462
今治市	18	8,204
上島町	0	0
松山市	60	31,277
東温市	11	4,810
久万高原町	0	0
伊予市	6	750
松前町	21	7,362
砥部町	7	1,800
大洲市	96	31,628
内子町	2	80
八幡浜市	12	8,560
伊方町	0	0
西予市	17	14,765
宇和島市	14	15,320
鬼北町	1	300
松野町	1	100
愛南町	7	6,167
合計	330	166,344



※上表の赤字箇所は重要水防箇所の延長の長い上位3市町を示す。

① 重要水防箇所 重要水防箇所の減少事例

(一) 重信川 (松山市)

既設堤防の補強工事により、堤防決壊に対する安全性の向上。

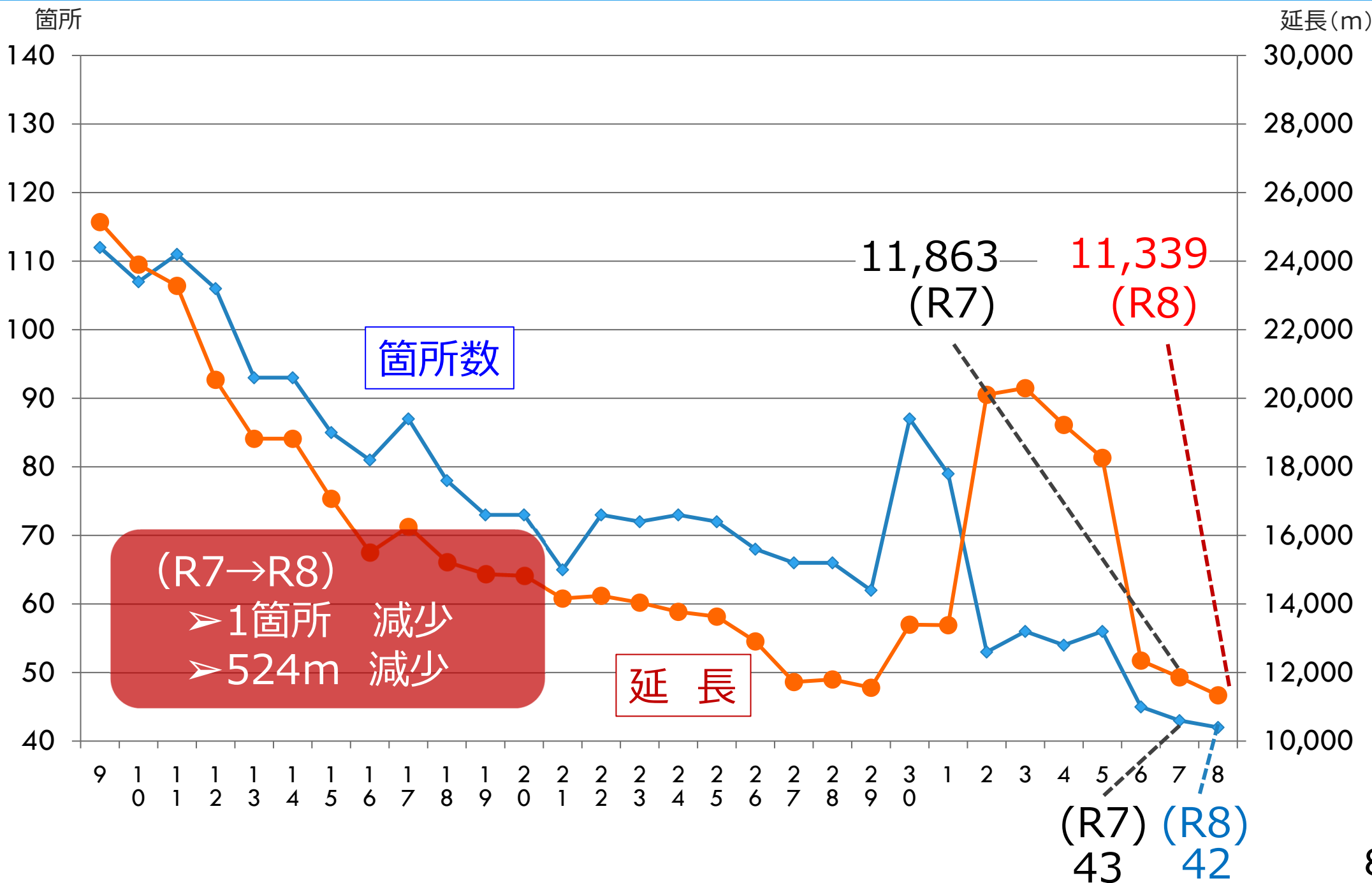
416 m → 277 m (△139m)

重要水防箇所の延長



① 重要水防箇所

特に危険な箇所の推移



② 予報及び警報 洪水予報河川の指定追加①

◆ 令和8年度出水期から新たに石手川・肱川を洪水予報河川に指定

【令和5年5月の水防法改正概要】

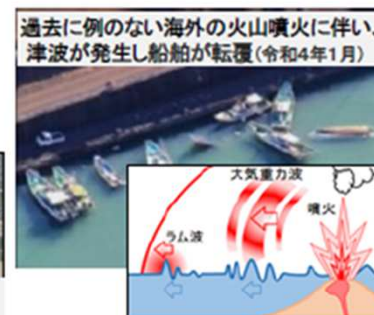
県管理河川では初の指定

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化が求められている。
- 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を補完する局所的な予報(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。
- これらのニーズに対応する最新の技術進展(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、官民それぞれにおいて、予報の高度化・充実を図る必要がある。

(※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。



法案の概要

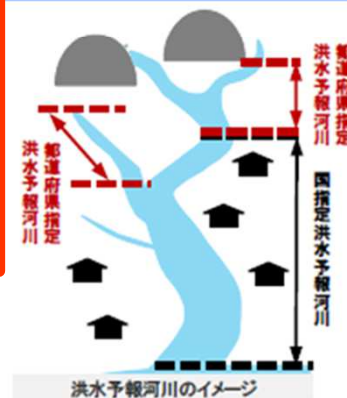
国・都道府県による予報の高度化 — 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化 【水防法・気象業務法】 洪水

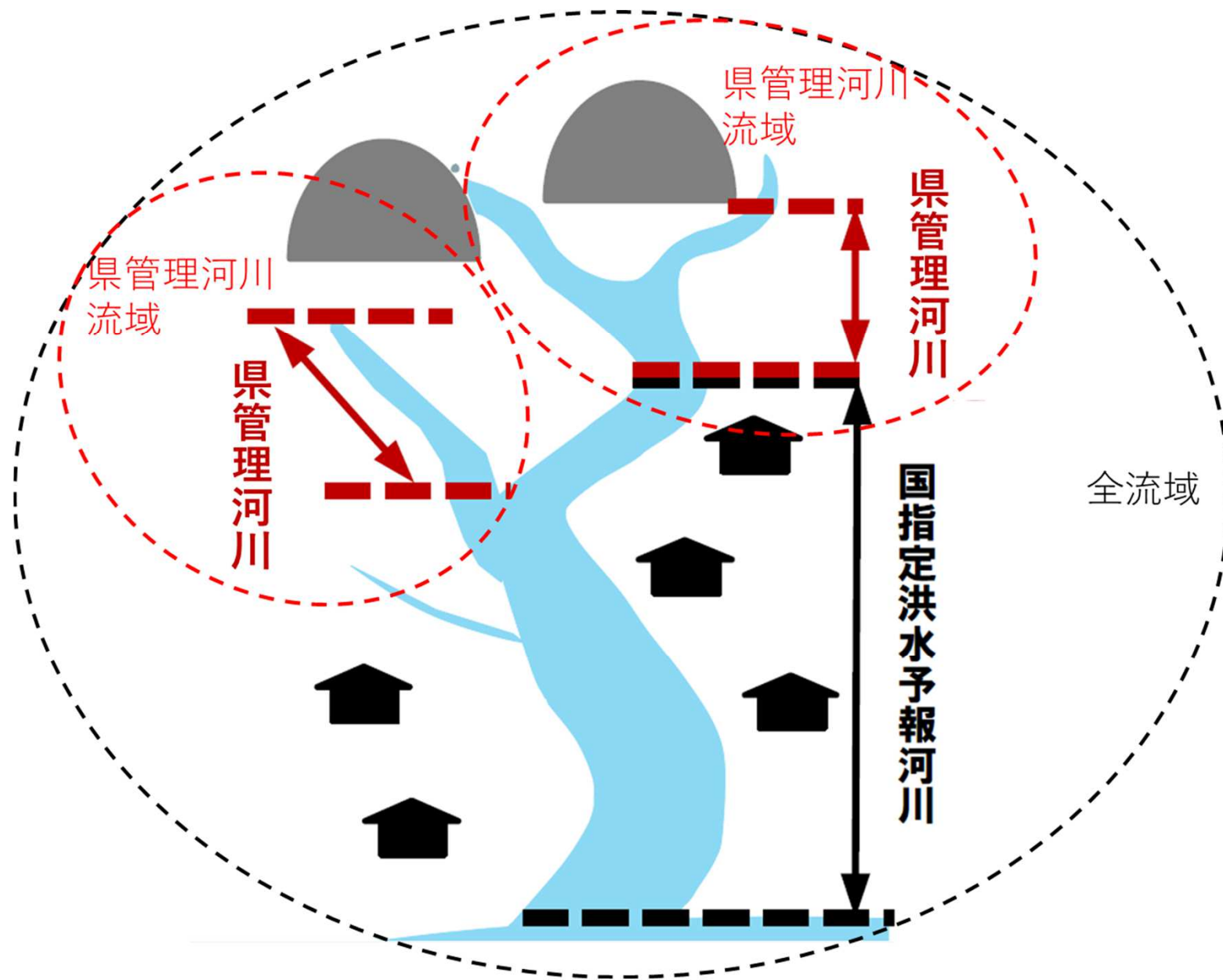
- 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した都道府県指定河川の予測水位情報を提供(※)。
- (※) 気象業務法の予警報制限を適用除外 【水防法 新第11条の2 (新BP11)】
- 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。
【気象業務法 第14条の2 (新BP2)】

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施 【気象業務法】 津波

- 気象庁が実施する業務に「火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。【気象業務法 第2条 (新BP1)】



◆ 一級河川の洪水予測イメージ

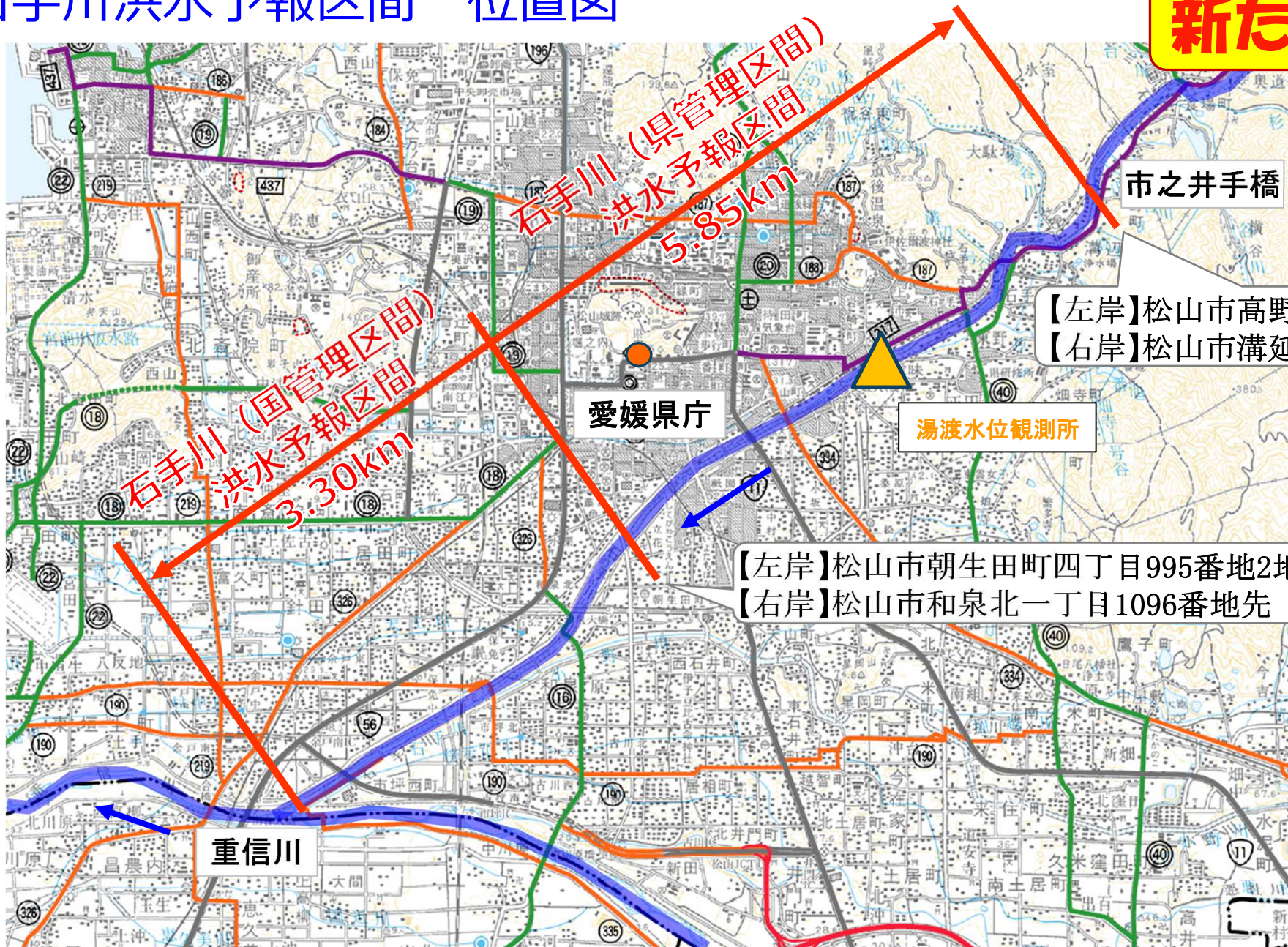


② 予報及び警報

洪水予報河川の指定追加③

◆ 石手川洪水予報区間 位置図

新たな取組



【左岸】松山市高野町(市之井手橋)
【右岸】松山市溝延町(市之井手橋)

【左岸】松山市朝生田町四丁目995番地2地先
【右岸】松山市和泉北一丁目1096番地先

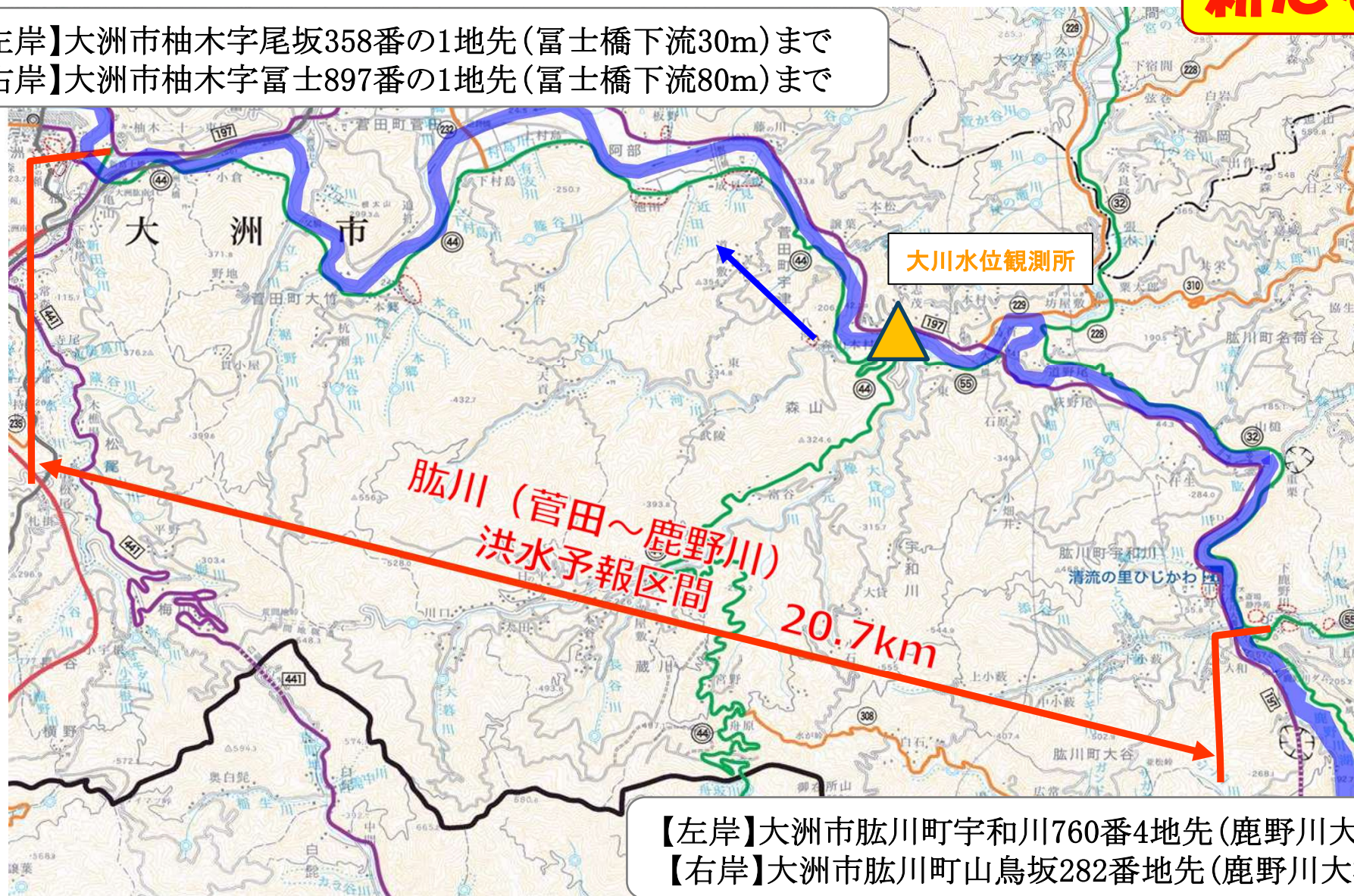
② 予報及び警報

洪水予報河川の指定追加④

◆ 肱川洪水予報区間 位置図

新たな取組

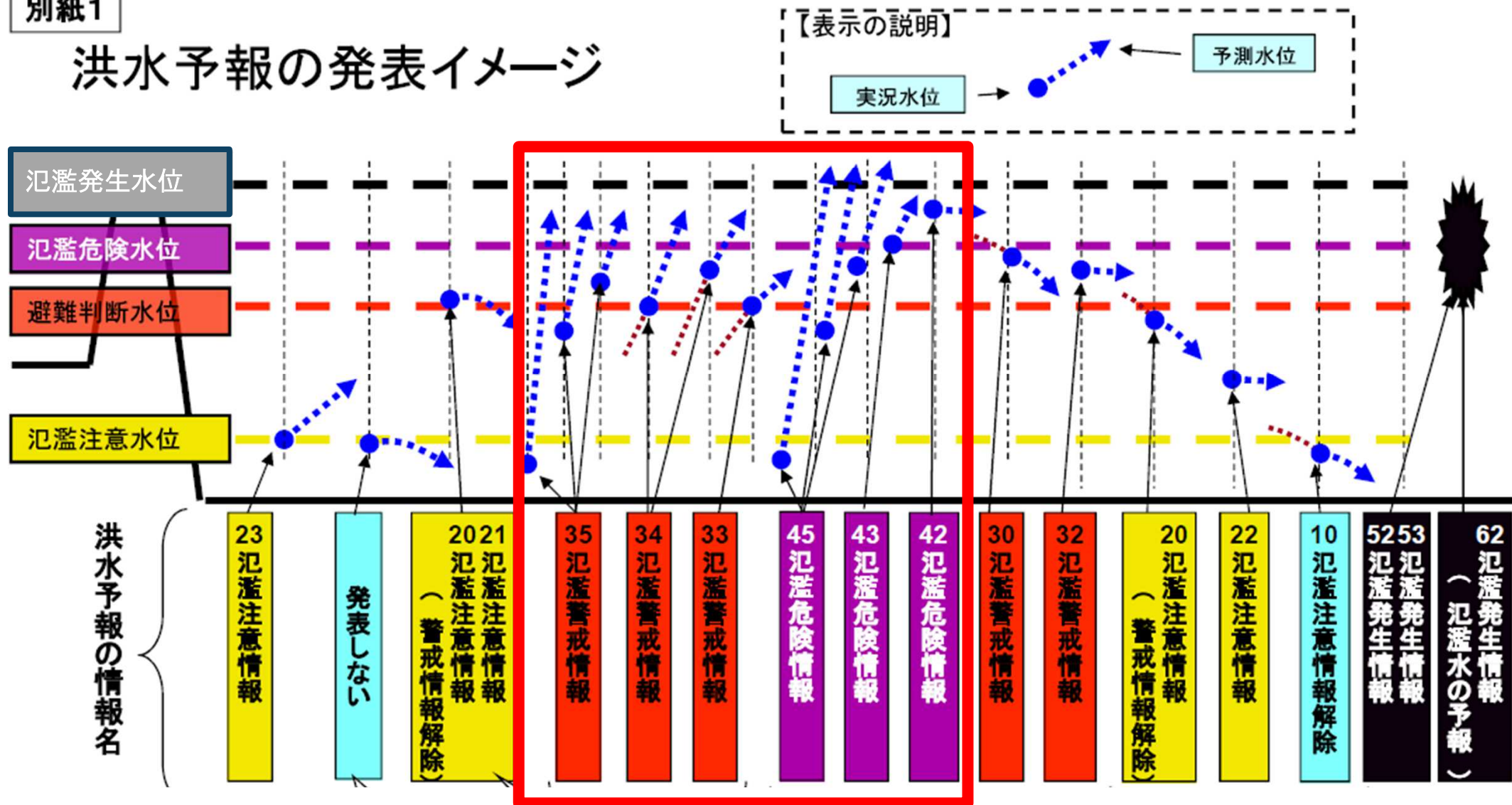
【左岸】大洲市柚木字尾坂358番の1地先(富士橋下流30m)まで
【右岸】大洲市柚木字富士897番の1地先(富士橋下流80m)まで



【左岸】大洲市肱川町宇和川760番4地先(鹿野川大橋上流60m)
【右岸】大洲市肱川町山鳥坂282番地先(鹿野川大橋上流60m)

別紙1

洪水予報の発表イメージ



② 予報及び警報

洪水予報河川の指定追加⑥

☆ (一) 肱川 (菅田～鹿野川)
大洲市

☆ (一) 肱川[国]
大洲市

◎ (二) 立岩川
松山市

☆ (一) 石手川[国]
松山市

☆ (一) 石手川
松山市

◎ (二) 蒼社川
今治市

☆ (一) 矢落川[国]
大洲市

◎ (一) 矢落川[国]
大洲市

◎ (二) 喜木川
八幡浜市

◎ (二) 千丈川
八幡浜市

◎ (一) 肱川 (野村)
西予市

◎ (一) 肱川 (宇和)
西予市

◎ (二) 大谷川
松前町・伊予市

◎ (二) 立間川
宇和島市

◎ (一) 小野川
松山市

◎ (二) 中山川
西条市

◎ (二) 岩松川
宇和島市

◎ (一) 小田川
内子町

◎ (二) 加茂川
西条市

◎ (二) 僧都川
愛南町

◎ (一) 三間川
宇和島市・鬼北町

◎ (一) 久万川
久万高原町

◎ (二) 渦井川
新居浜市・西条市

◎ (二) 須賀川
宇和島市

◎ (二) 国領川
新居浜市

◎ (二) 来村川
宇和島市

◎ (一) 広見川
鬼北町・松野町

☆ (一) 重信川[国]
松山市・伊予市・東温市
松前町・砥部町

◎ (二) 関川
四国中央市

◎ (二) 金生川
四国中央市

河川数 (区間数)

凡例		国管理	県管理
洪水予報河川	☆	4 (4)	2 (2)
水位周知河川	◎	1 (1)	22 (23)
水防警報河川		上記と同じ	

25 河川・30 区間

情報名称の変更

➤ 令和7年の法改正及び防災気象情報の見直しに伴い、令和8年出水期から以下の通り用語が変更となります。

	基準水位		洪水予報河川		水位周知河川	
	令和7年度まで	令和8年度から	令和7年度まで	令和8年度から	令和7年度まで	令和8年度から
警戒レベル5 相当情報	氾濫する可能性のある水位 (氾濫開始水位)	氾濫発生水位 (氾濫開始水位)	氾濫発生情報	レベル5 氾濫特別警報 ／ レベル5 氾濫発生情報	氾濫発生情報	レベル5 氾濫発生情報
警戒レベル4 相当情報	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険情報
警戒レベル3 相当情報	避難判断水位	避難判断水位	氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警報	氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警戒情報
警戒レベル2 相当情報	氾濫注意水位	氾濫注意水位	氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意情報

③ 予報及び警報 レベル5 氾濫発生情報の運用追加①

【令和7年12月の水防法改正概要】

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知**が求められている
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る**必要がある
（※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する**必要がある

令和6年7月の大雨による氾濫事例
（石沢川（秋田県））



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
（兵庫県神戸市）



法律の概要①

1. 洪水に係る情報提供体制の強化 【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を提供
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助

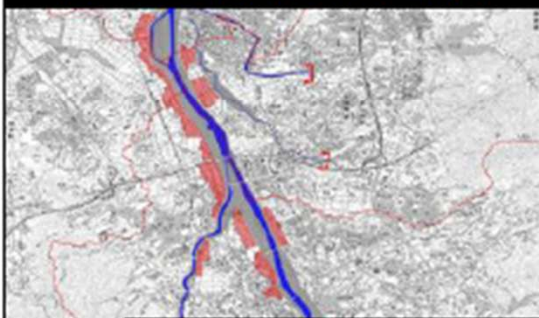


③ 予報及び警報 レベル5 氾濫発生情報の運用追加②

【氾濫の通報を行う河川及び区域例】

- 家屋の倒壊・流出に至り得る「家屋倒壊等氾濫想定区域」
⇒木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要

家屋倒壊等氾濫想定区域図



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
 - 市町境界
 - 河川等範囲
 - 洪水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川および水位周知河川

氾濫流による家屋倒壊

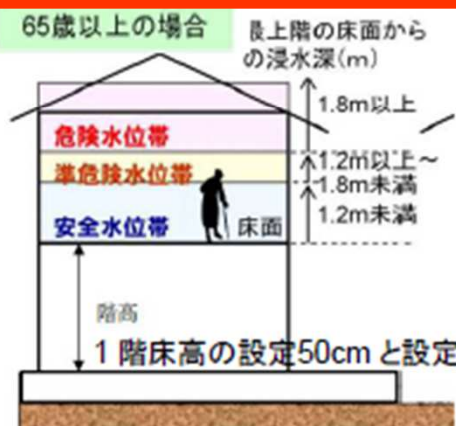


河岸侵食による家屋倒壊



- 平屋住宅所在エリアで「深い浸水深」が所在する区域
⇒平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要

※65歳以上の場合、水深1.7m (1階床高50cm) では死亡率が12%となる。
2階床下に相当する水深は3m



水位帯	死亡率 (%)
危険水位帯	91.75
準危険水位帯	12.00
安全水位帯	0.023



※洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第4版)

※「水害の被害指標分析の手引」(H25 試行版)

- 氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街が所在する区域 ⇒速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要



③ 予報及び警報 レベル5 氾濫発生情報の運用追加③

【氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用例】

① 確認情報：

巡視・カメラによる越水・破堤等、堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

② 計測情報：

水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断

予め計測情報と対象区間の越水の可能性を整理されている場合はその区間評価も含む

〔 ex: 基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握（氾濫発生水位の到達）
異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握（ $○○\text{m}^3/\text{s}$ 以上の放流） 〕

施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断

予め設定した水位に達した状況で施設の操作及び機能支障を確認

ex: 排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握（対象河川の水位が $○○\text{m}$ 以上の時にポンプの停止）



③ 推定・予測情報：

計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定

洪水対応時に計測情報から越水・破堤を推定

ex: 急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

③ 予報及び警報 レベル5 氾濫発生情報の運用追加④

【令和8年度の運用】

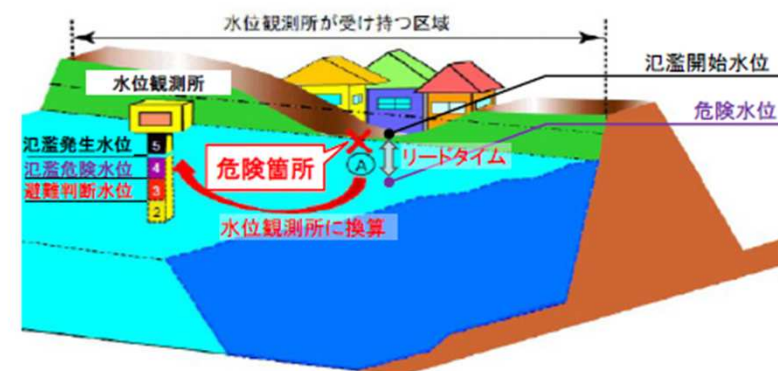
- 対象河川：洪水予報河川 **2** 河川、水位周知河川 **22** 河川（いずれも県管理）
- 運用開始時期：令和8年度出水期～
- 通知方法：FAXとメール（従来と同じ運用）

新たな取組

氾濫が切迫した状況での発表基準

- ◆ **基準水位観測所の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認**

1.3 氾濫発生水位の定義
 ➤ 氾濫発生水位は、箇所ごとの氾濫開始水位を踏まえ、基準観測所の受け持つ区域においてレベル5 氾濫発生情報を発表する水位であり、基準観測所ごとに1つ又は複数設定



氾濫が発生した状況での発表基準

- ◆ **巡視や河川監視カメラによる越水及び破堤等が確認**

※その他中小河川は水防管理者の意見を踏まえ、今後追加検討

③ 予報及び警報 レベル5 氾濫発生情報の運用追加⑤

【氾濫発生情報のイメージ】

氾濫が切迫した状況

正規

金生川レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

令和8年2月16日9時40分
愛媛県発表
(第1号)

(見出し)
金生川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：金生川上金沢橋水位観測所受け持ち区間

(主文)
【警戒レベル5相当】
災害が発生しているおそれがあります。金生川の上金沢橋水位観測所（四国中央市金田町）では、氾濫が既に発生している可能性があり、四国中央市金田町では浸水しているおそれがあります。

市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)
金生川 上金沢橋水位観測所（四国中央市金田町）
受け持ち区間は 四国中央市金田町半田（飼谷橋上流130m）～海（西新橋）

氾濫発生水位	4.37 m	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位
氾濫危険水位 (相当換算水位)	3.70 m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	3.40 m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	2.50 m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先
愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム	http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/
----------------	---

氾濫が発生した状況

正規

金生川レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

令和8年2月16日9時40分
愛媛県発表
(第1号)

(見出し)
金生川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：四国中央市金田町

(主文)
【警戒レベル5相当】
災害が発生しています。金生川では、四国中央市金田町付近においては、堤防決壊による氾濫が発生しました。

直ちに、市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)
金生川 上金沢橋水位観測所（四国中央市金田町）
受け持ち区間は 四国中央市金田町半田（飼谷橋上流130m）～海（西新橋）

氾濫発生水位	4.37 m	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位
氾濫危険水位 (相当換算水位)	3.70 m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	3.40 m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	2.50 m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先
愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム	http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/
----------------	---

③予報及び警報 レベル5 氾濫発生情報の運用追加⑥

ダム放流情報の活用したレベル5 氾濫発生情報の運用追加

【令和8年度の運用】

新たな取組

- 対象河川：肱川の水位周知河川（県管理区間）で先駆けて実施
- 運用開始時期：令和8年度出水期～
- 通知方法：FAXとメール
- （ダム管理者と連携して異常洪水時防災操作の開始通知に併せて通知）

氾濫が切迫した状況での発表基準

◆野村ダムから異常洪水時防災操作により $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 以上の放流を開始したとき。

※ただし、荒瀬水位観測所において氾濫発生水位到達による氾濫発生情報を既に発表している場合は発表しない。

※その他の河川については、河川の状況、水防管理者等の意見を踏まえ、今後追加検討

③ 予報及び警報

洪水浸水想定区域図の整備

■ 中小河川の洪水浸水想定区域図整備に着手

【背景】

令和元年東日本台風等で、洪水浸水想定区域図が未整備の中小河川で河川氾濫が多数発生。

浸水想定区域図の整備対象を中小河川に拡大し
水害リスク情報の空白域を解消

<洪水浸水想定区域図の整備拡大 (県)>

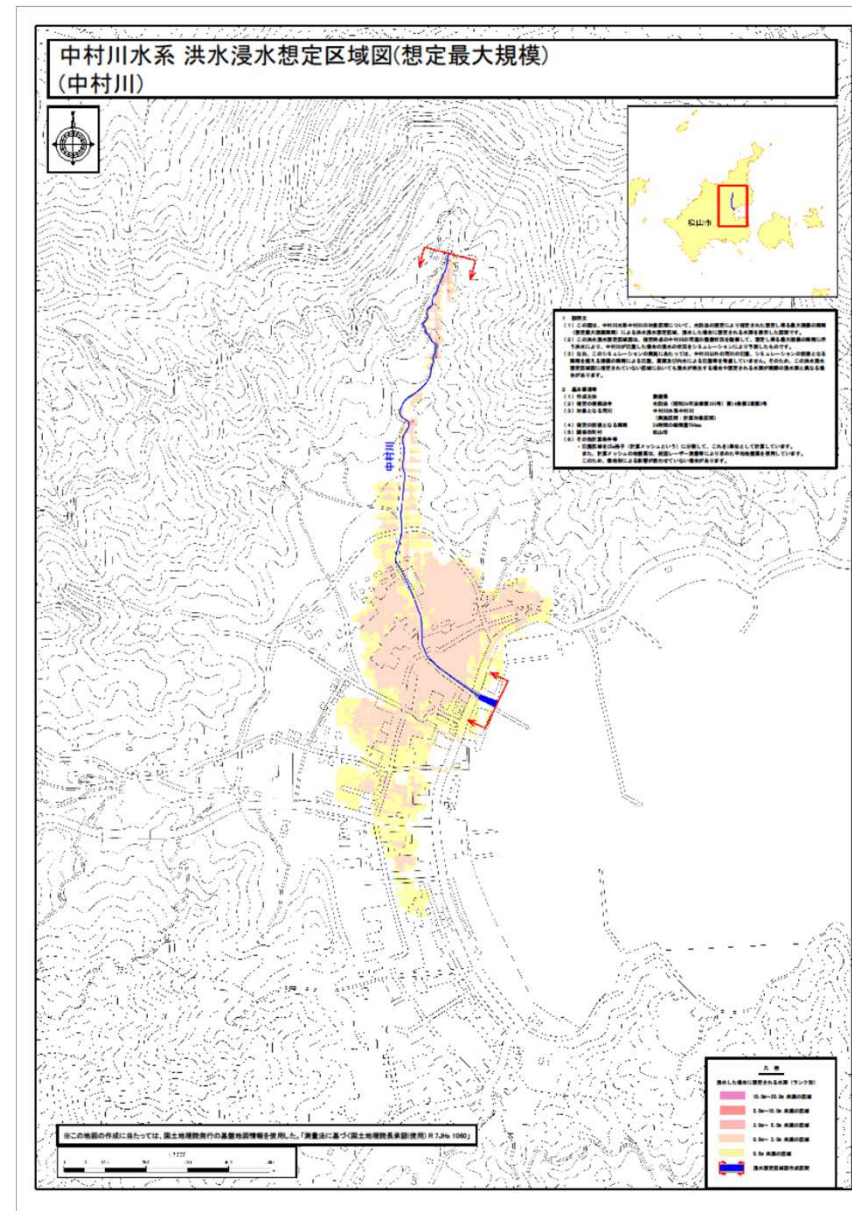
令和3年度から取組

➤ 水害リスクの高い河川から優先して整備

➤ 令和7年度に全925河川の指定・公表を完了

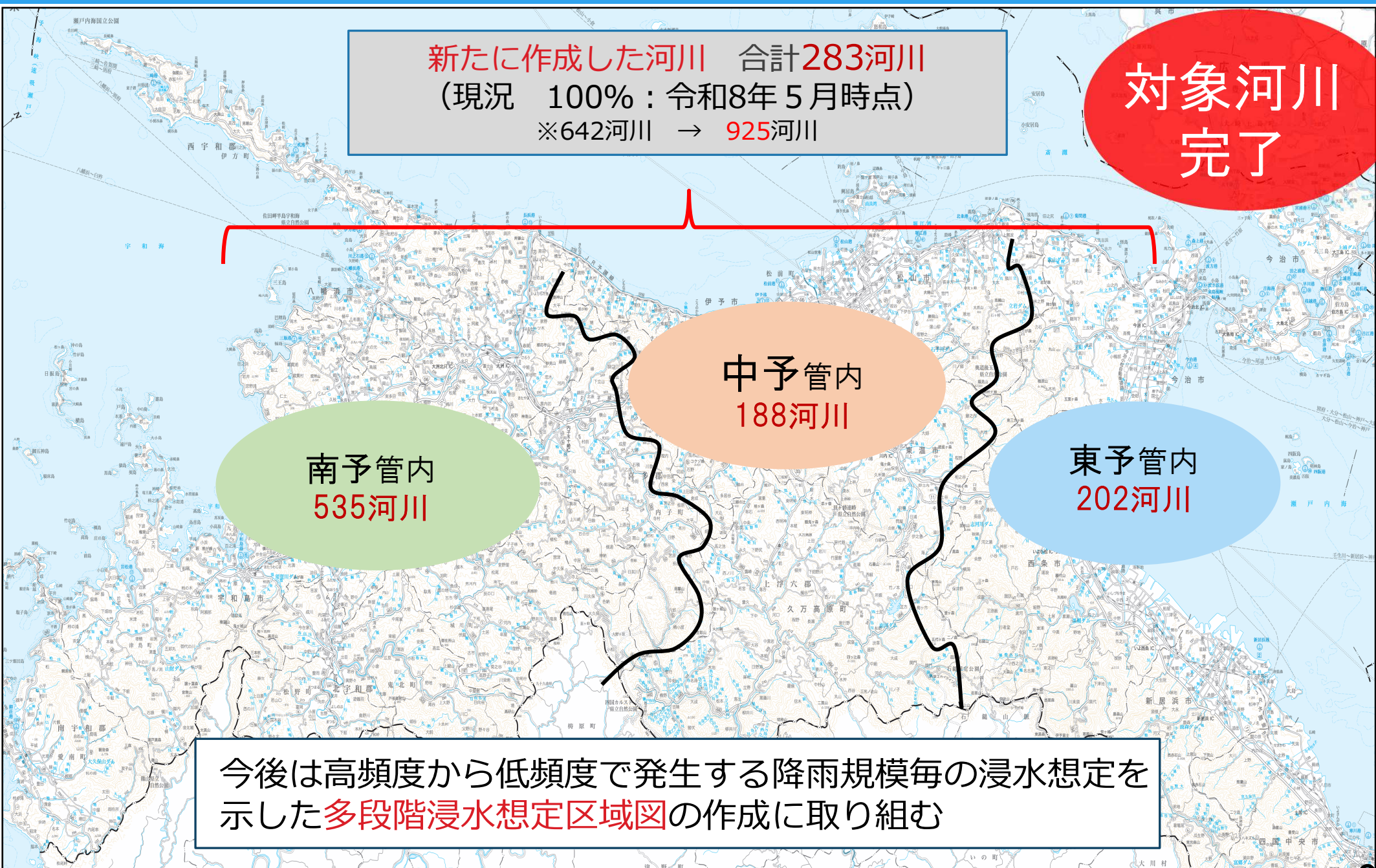
<洪水ハザードマップの整備 (市町)>

住民の避難体制強化



③ 予報及び警報

洪水浸水想定区域図の整備





④ 避難情報の拡充

■ 危機管理型水位計

➢ 河川防災情報の根幹となる
リアルタイムの水位情報



■ 簡易型河川監視カメラ

➢ 実感を伴う、分かりやすい
画像情報



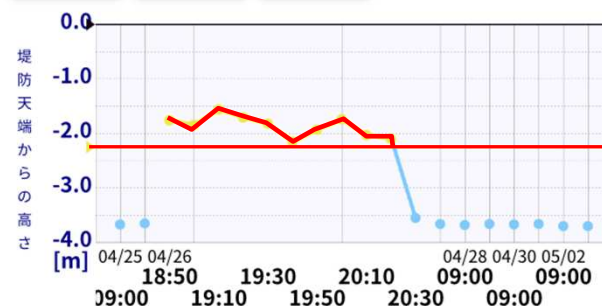
低コストの機器を採用 “多くの河川に面的に展開”

【川の防災情報 (スマートフォン)】



最新観測値 2022/05/03 09:00

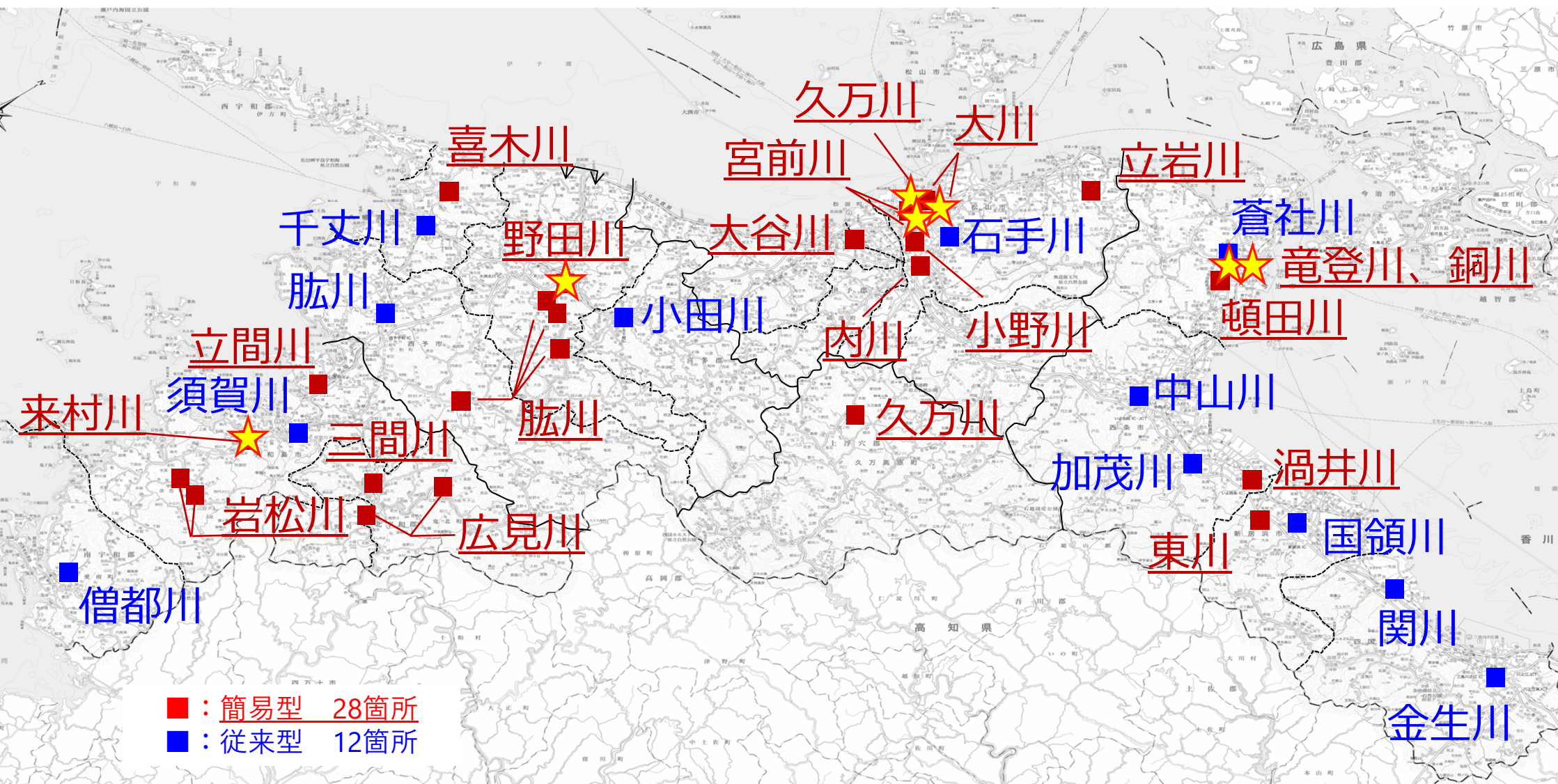
横断面 グラフ 観測値



④ 避難情報の拡充

■ 県下 40 箇所 に設置

★ R7 年度 7 箇所 設置 (簡易型)



④ 避難情報の拡充 水防警報等発表システムの導入

新たな取組

[トップメニュー](#) > [水位周知河川登録](#) > [水位周知河川一覧表](#)

1. 河川

2. 観測所

3. 発表日時

4. 発表番号 第 号

5. 種別

6. 発表機関

受け持ち区間

左岸： 新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から、
新居浜市新須賀町四丁目（新高橋）まで

右岸： 新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から、
新居浜市南小松原町（新高橋）まで

氾濫危険水位 2.60 (m)

避難判断水位 2.30 (m)

氾濫注意水位 2.00 (m)

現在の水位 0.11 (m)

訓練用機能

左記にチェックを入れると、発表文上部に
“【訓練】”の文字が付加されます。

< 操作 >

【①決裁】 ボタンを押すと決裁用の様式（PDF）が表示されます。必要に応じて印刷して下さい。

【②確認】 ボタンを押すと発表用（送信）の様式（PDF）が表示されます。内容を確認して下さい。

内容に問題が無ければ、【③発表】 ボタンを押して発表して下さい。



① 協力及び応援

河川・砂防情報の提供

- 愛媛県 河川・砂防情報システム
(雨量、水位、ダム諸量、土砂災害警戒情報を提供)

愛媛県 河川・砂防情報システム

画面選択

- ▲ 気象情報
- ▲ 河川警戒情報
- ▲ 土砂災害警戒情報
- ▲ 河川水位
- ▲ ダム諸量
- ▲ 雨量
- ▲ レーダ雨量
- ▲ 超過一覧
- ▲ その他情報

発令情報

発令情報は、各画面で確認してください。
下記の発令情報を選択すると、該当する詳細画面へ遷移します。

- 大雨注意報・警報
- 河川警戒情報
- 土砂災害警戒情報
- 洪水予報(肱川、重信川)
- ダム放流情報

お知らせ

- ・肱川（菅田町）の河川監視カメラについて、機器の故障により、画像配信を停止しています。
- ・肱川（野村大橋）の河川監視カメラについて、機器の故障により、画像配信を停止しております。
- ・農森ダムの諸量データについて、施設の補修工事に伴い、3/14～4/20（予定）の期間、欠測となります。

おことわり

- ・この情報は、無人観測所から送られてくるデータを観測後直ちにお知らせする目的で作られています。そのため、観測機器の故障や通信異常等により、異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。ご利用の際にはご注意ください。
- ・本システムで表示されるページは、2022年5月時点で最新のMicrosoft Edge、Google Chrome、Firefoxで動作確認を行っております。なお、ブラウザの操作等につきましてはブラウザのヘルプ等をご利用ください。
- ・本システムで使用する地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)、数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)及び数値地図(国土基本情報)基礎地図情報(数値標高モデル)を使用しましたものです。(承認番号 甲26情使第464号)

えひめ土砂災害ポータル

- 河川カメラ情報
- えひめ河川（かわ）メール
- 愛媛県土木部
- 愛媛県庁ホームページ
- 川の防災情報（国土交通省）

- えひめ河川メール
(雨量、水位、ダム諸量情報を自動配信)

「えひめ河川メール」
愛媛県河川情報アラームメールサービス

台風や豪雨によって急激に変化する **河川的水位** や **降雨量**、**ダムの放流情報** を県民の皆さんに **直接メールで配信** するサービスです。

登録者募集中!!

情報発信
雨量情報
水位情報
ダム放流情報

大雨だな。雨量情報を調べてみよう。
浸水するかも。避難の準備をしよう。
みんな一緒に避難しましょう。
子供たち、あぶないから帰ってきなさい。
えひめ河川メールがきた。進水しちゃうから、もう帰ろう。
河川のはん蓋のおそれあり!

登録してね

▶▶ 情報を自動送信します。

①協力及び応援

■流域治水マニュアルの策定【住民版】

住民版



えひめ流域治水マニュアル策定プロジェクトチーム

令和5年6月版



<理解を深める>

○会話形式のストーリー

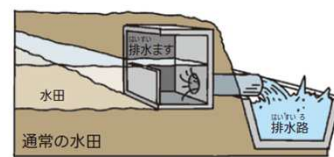


<共感を得る>

○取組み効果を具体的に解説

流域治水 × 農地保全 × 地下水保全

田んぼダム



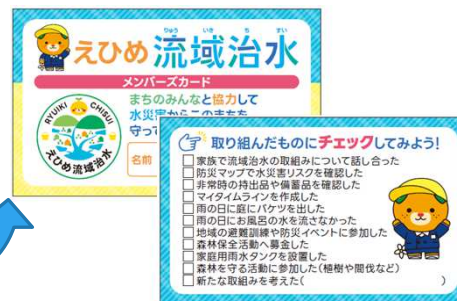
水田の排水がそのまま排水路へ流れ、排水路の水位が上昇します。



水路へ流れ出る量を調節する板を取り付け、ゆっくりと排水を流すことで、排水路の急激な水位の上昇を防ぎます。

<参画の動機付け>

○メンバーズカードを添付



○メカニズムを分かりやすく



1時間雨量が50mm以上という短時間強雨が、過去30年間で約1.4倍に増えています。これは、気候変動による影響とされています。

○誰でも手軽に取り組める内容を掲載

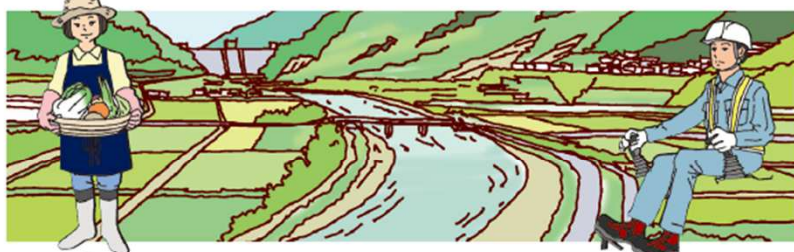




① 協力及び応援

■ 流域治水マニュアルの策定【企業版】

企業版



〈流域治水に関連する持続可能な開発目標〉



えひめ流域治水マニュアル策定プロジェクトチーム

令和5年6月版

<理解を深める>

○ 会話形式のストーリー

K先輩、部長から水災害リスクへの対応で我が社の計画書の作成を任されたのですが、水災害を防ぐには、まず川を広げることが必要ではないでしょうか。

そうですね。川を広げる工事やダムの建設等は、行政にしっかりと取り組んでもらわないとね。でも、近年の気候変動の影響で水災害が激甚化・頻発化しているから、これまでの河川やダムの整備とあわせて、**流域内の様々な人たちが被害軽減に取り組む流域治水**が始まったところなのよ。

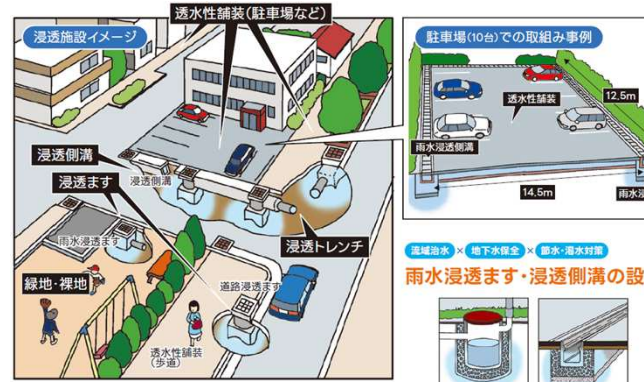
我が社を含めた企業や住民、学校、行政などの**あらゆる関係者が協力して**水災害に備えるということですね。我が社の基本理念である「**地域との共生**」にも繋がるところがありますね。

そうですね。我が社では、SDGsに取り組んでいるので、流域治水とあわせて水災害リスクへの対応を考えるとおもしろいんじゃない。

じゃあ、早速我が社でもできることを調べてみよう。
① 雨水を貯める取組み
② 雨水を地面に浸透させる取組み

<共感を得る>

○ 取組み効果を具体的に解説



○ 気候変動の影響を紹介

2℃上昇シナリオ パリ協定の2℃目標達成

全国の気候変動

気温の変化	年平均気温は約1.4℃上昇	雨の変化	非常に激しい雨 ^① の回数は、約1.6倍に増加
猛暑日 ^② 日数	約2.8日増加	日降水量200mm以上の回数	約1.5倍増加
熱帯夜 ^③ 日数	約9日増加	年最大日降水量 ^④	約12%(15mm)増加
冬日 ^⑤ 日数	約16.7日減少	無降水日 ^⑥ 日数	有意な変化なし

愛媛の気候変動

気温の変化	年平均気温は約1.3℃上昇	雨の変化	非常に激しい雨 ^① の回数は、約1.4倍に増加
猛暑日 ^② 日数	約4日増加	日降水量200mm以上の回数	有意な変化なし
熱帯夜 ^③ 日数	約20日増加	年最大日降水量 ^④	約1.1倍増加
冬日 ^⑤ 日数	約9日減少	無降水日 ^⑥ 日数	有意な変化なし

【効果】
例えば、雨水を地面に浸み込ませる取組みを、車10台分の駐車場(14.5m×12.5m)で取り組むと川に流れ出る水の量を約97%減少させることができる。
(雨水浸透ます4個、雨水浸透側溝54m、透水性舗装180㎡として、1時間50mmの雨が1時間降った場合)
● 浸透施設を設置した場合:1時間で250ℓの雨水が流れ出る
(通常のアスファルトや側溝の場合:1時間で8,100ℓの雨水が流れ出る
※1時間50mmの雨=バケツをひっくり返したように降る雨)

<参画の動機付け>

○ BCPのメリットを解説

企業BCPの策定

BCP策定の必要性
近年、企業を取り巻く様々なリスクがある中、災害等の緊急事態により被害が発生し、企業の業務が停滞することは、企業だけでなく地域経済にも大きな影響を及ぼします。そのため、平時から事業継続計画を策定し、計画的に防災対策等に取り組むことが重要です。

BCP策定のメリット
企業は、災害等で被害を受けた場合に、取引先等から業務が中断しないこと、中断してもできるだけ早期に再開することが望まれています。この実現を目指すBCP策定は、企業を「顧客の他社への流出」や「マーケットシェアの低下」、「企業評価の低下」等から守るメリットがあります。
また、近年の大規模災害による経験から、取引先等との関係強化を図るため、サプライチェーンにBCP策定を求める動きが広がっているほか、企業の社会的責任として、ステータス上げることもつながります。

○ SDGsと関連付けて取組みを紹介

雨水を地面に浸み込ませる取組みは、

SDGsとの関連

2 気候変動に起因とする水ストレス及び食糧不足
6 安全な水と衛生
11 住み続けられるまちづくりを

SDGsとの関連

森林保全は、2 気候変動に起因とする水ストレス及び食糧不足
11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を
15 陸の豊かさを守ろう

①協力及び応援

■流域治水推進企業等登録制度の創設

制度の趣旨

流域治水に取り組む県内企業等を県のホームページやSNS等を通じて広く周知するとともに、企業等が自らの取組みを発信していくことを促進することで、県内における流域治水の普及・定着を進めることを目的とする。

登録要件

- 県内において流域治水に取り組んでいる県内企業等であること
- 取組みを2項目以上実施していること
(雨水タンクの設置、透水性舗装の敷設、水災害に備えた資機材の確保、非常用電源の確保、防災士の取得、水災害を含めた企業BCPの作成、森林保全活動の実施、流域治水に関する啓発活動 など)

登録のメリット

- 登録企業等の名称及び取組み内容を県HPなどでPR
(企業の付加価値を後押し)
- 登録ロゴマーク入りのステッカー及びマグネットの配布
- 登録ロゴマークの使用

愛媛県流域治水
ロゴマーク愛媛県流域治水推進企業等
登録ロゴマーク

①協力及び応援

■特定都市河川の指定

特定都市河川 指定の目的

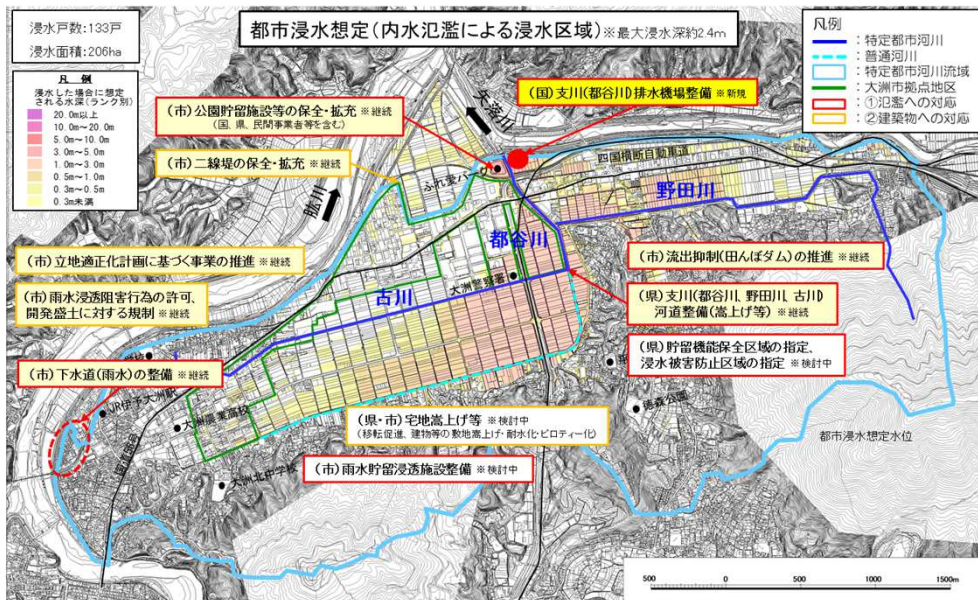
従来のハード対策に加え、流域内の雨水の流出抑制、貯留機能の保全等の対策を組み合わせることで、これまでの内水対策のさらなる強化を図る

○肱川水系都谷川(大洲市)

～R5.4.1指定～

商業施設や交通網の要所となる東大洲地区における内水被害の防止・軽減が課題

⇒流域全体で総合的かつ多層的に実施する具体的な対策内容を定めた『流域水害対策計画』を策定

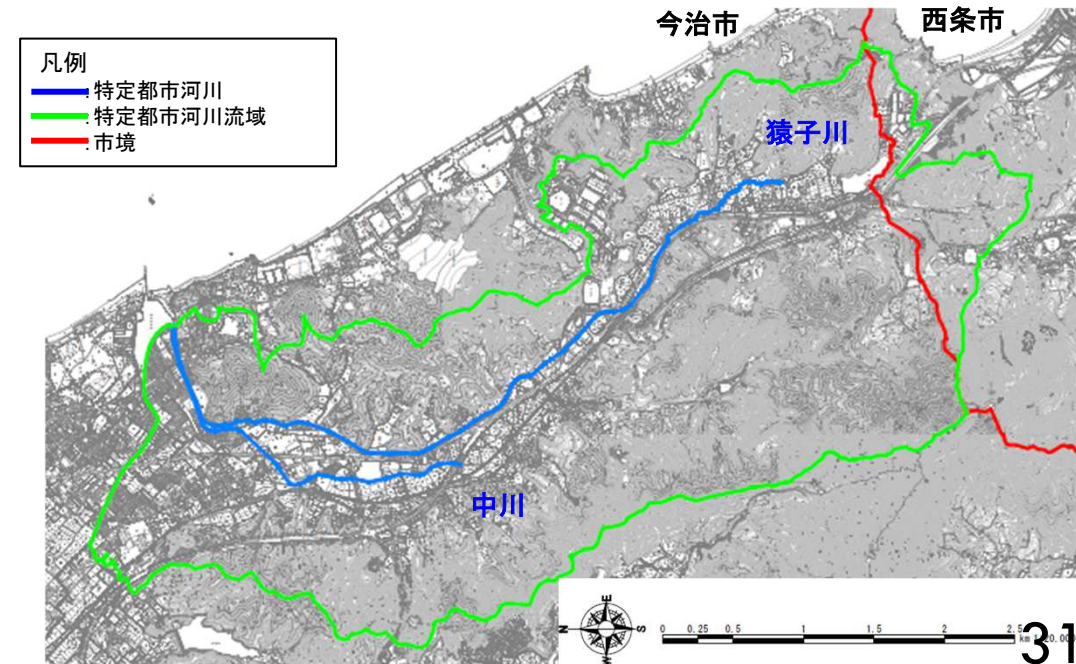


○中川水系中川(今治市、西条市)

～R7.10.1指定～

潮位の影響を受ける感潮河川で、潮位が高い条件で大雨が降ると、水災害が極めて発生しやすい

⇒流域水害対策計画を現在策定中



①協力及び応援

■流域治水実践支援プログラムを開始

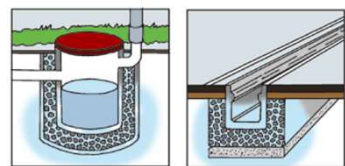
県独自の**モデル事業**（市町と連携した住民や企業の取り組みへの支援）を
肱川流域に展開することで、**流域治水の取組みを加速**させる。

①補助制度の創設

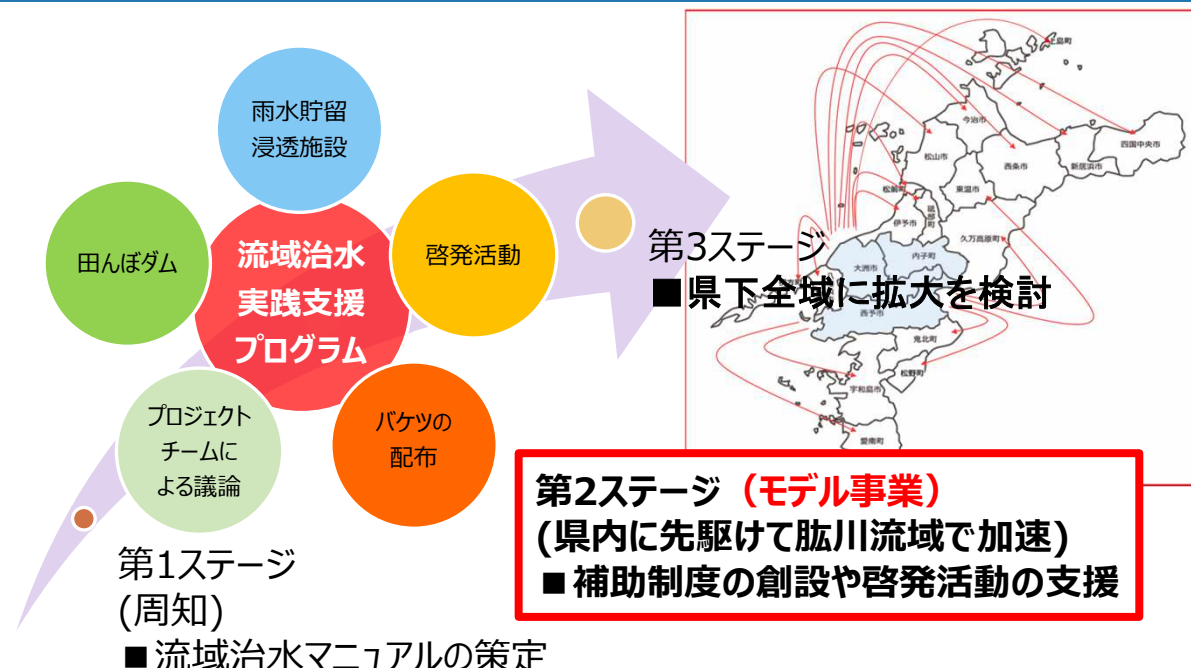
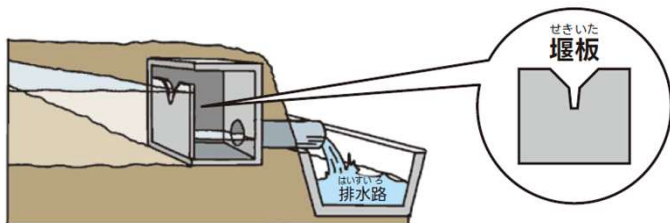
肱川流域の3市町（大洲市・西予市・内子町）
にて**モデル的に実施**

▼住民や企業の方々が実施する**雨水貯留浸透**
施設の設置を支援（間接補助）

対象施設：雨水タンク、雨水貯留施設、透水性舗装、
浸透側溝、浸透ます、浸透トレンチなど



▼市町の田んぼダム用の堰板購入を支援



②啓発活動の実施

▼民間団体へ啓発活動の実施を委託
（県内各地でイベント実施）

▼小学校へ意識醸成のためのバケツを配布
（防災学習会実施の市町の小学校を対象に配布）



① 協力及び応援

■ 普及拡大啓発の取組

流域治水の模型、PR動画、啓発用グッズ等を作成し、各種イベントにて実演・上映・展示し、流域治水の取組を紹介している。



普及啓発用グッズ



②その他

防災教育の推進

■小中学校の防災教育（えひめ川プロ）

双葉小学校（松山市）など**17校**で実施

- 視覚的体験
河川の氾濫をCG画像で体験
- 疑似体験
水深50cm 歩行体験（避難体験）
- 活動体験
流域治水の**模型**による防災学習



防災教育(えひめ川プロ)

■消防学校初任教育

市町消防職員約**65名**を対象に実施（R7.6.4）

- 水防活動の講習
水防活動の基礎知識や避難情報の活用
- 水防工法実習
ロープワーク・水防工法実習

消防学校初任教育



ご審議をお願いいたします。